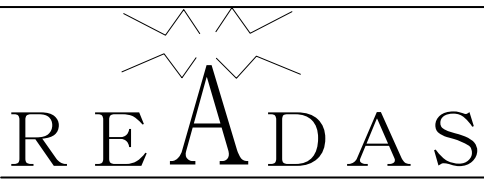


第 5477 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月30日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 義援金の取扱い

Q：熊本地震で被害に遭った人に義援金をとを考えています。取扱いはどのようになっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

① 県の災害対策本部に対して支払った義援金
個人が支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。

また、法人が支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

② 日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に対して支払った義援金

①と同じ取扱いになります。ただし、その支払った義援金が、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないもの（財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限る）の場合は、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

③ 募金団体を通じて支払った義援金

その義援金が、最終的に地方公共団体に拠出されるものであれば①と同じ取扱いになります。

④ 被災した取引先に支払った義援金

法人が支払った義援金は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

⑤ 法人が自社製品を提供した場合

寄附金又は交際費等ではなく、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

